

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

新潟県新潟市東区津島屋三丁目208番地

株式会社 不二産業

代表取締役 本間 洋士



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花角 英世



許可の年月日 令和 5年12月 4日

許可の有効年月日 令和12年 7月10日

### 1 事業の範囲

- ・収集・運搬（積替え・保管を含む。）

廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上、石綿含有産業廃棄物を含む。）、汚泥（廃乾電池に限る。）、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。）

- ・収集・運搬（積替え・保管を除く。）

紙くず、木くず、繊維くず、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物に限る。）、燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、鉋さい、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

・積替え又は保管を行う場所の所在地

新潟県柏崎市大字軽井川字下ケ久保931番地45、46

・積替え又は保管を行う場所の面積及び産業廃棄物の種類

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずと金属くず（廃蛍光管に限る。）（7.85㎡）、汚泥と金属くずの混合物（廃乾電池に限る。）（7.85㎡）、建設混合廃棄物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くずに限る。）（①6.6㎡、②50.0㎡）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏）（13.2㎡）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）（①2.2㎡、②35.0㎡、③20.0㎡）、紙くず（2.2㎡）、木くず（①2.2㎡、②26.84㎡、③42.0㎡）、繊維くず（2.2㎡）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）（①2.2㎡、②27.4㎡）、がれき類（①2.2㎡、②27.4㎡）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物に限る。）（10.0㎡）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物に限る。）（10.0㎡）、金属くず（11.0㎡）、安定型混合（廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、金属くずに限る。）（13.42㎡）、管理型混合（紙くず、木くず、繊維くずに限る。）（13.42㎡）（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。）

・積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずと金属くず（廃蛍光管に限る。）（4.0m<sup>3</sup>）、汚泥と金属くずの混合物（廃乾電池に限る。）（2.0m<sup>3</sup>）、建設混合廃棄物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くずに限る。）（①14.1m<sup>3</sup>、②47.0m<sup>3</sup>）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏）（28.2m<sup>3</sup>）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）（①4.7m<sup>3</sup>、②35.0m<sup>3</sup>、③20.0m<sup>3</sup>）、紙くず（4.7m<sup>3</sup>）、木くず（①4.7m<sup>3</sup>、②54.28m<sup>3</sup>）、繊維くず（4.7m<sup>3</sup>）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）（①4.7m<sup>3</sup>、②23.5m<sup>3</sup>）、がれき類（①4.7m<sup>3</sup>、②23.5m<sup>3</sup>）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物に限る。）（10.0m<sup>3</sup>）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物に限る。）（10.0m<sup>3</sup>）、金属くず（11.75m<sup>3</sup>）、安定型混合（廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、金属くずに限る。）（27.14m<sup>3</sup>）、管理型混合（紙くず、木くず、繊維くずに限る。）（27.14m<sup>3</sup>）（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。）（以上、容器内）、木くず（③15.0m<sup>3</sup>、1.0m）（以上、屋外）

### 3 許可の条件

#### 4 許可の更新又は変更の状況

- ・変更届出年月日 平成 9年 9月 24日  
(名称の変更 旧 有限会社 不二産業)
- ・変更許可年月日 平成 9年 11月 26日  
(燃え殻、動植物性残さの追加)
- ・変更許可年月日 平成 11年 4月 21日  
(廃油、紙くず、繊維くず、ゴムくず、鉋さい、家畜のふん尿、家畜の死体の追加)
- ・更新許可年月日 平成 11年 7月 11日
- ・変更許可年月日 平成 12年 8月 3日  
(汚泥、廃酸、廃アルカリ、ばいじんの追加)
- ・更新許可年月日 平成 16年 7月 11日
- ・平成 19年 4月 1日 住所の表示の変更  
(旧 新潟県新潟市津島屋七丁目 50番地 2)
- ・更新許可年月日 平成 21年 8月 5日
- ・優良基準適合確認 平成 26年 3月 7日  
(許可の有効年月日が平成 26年 7月 10日から平成 28年 7月 10日に延長)
- ・更新許可年月日 平成 28年 9月 8日
- ・優良基準適合認定 平成 28年 9月 8日  
(許可の有効年月日が平成 33年 7月 10日から平成 35年 7月 10日に延長)
- ・変更許可年月日 平成 29年 6月 20日  
(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(以上、石綿含有産業廃棄物を除く。)、汚泥(廃乾電池に限る。)、金属くずを「積替え・保管含む」に変更)  
(積替え保管施設の追加 柏崎市大字軽井川字下ヶ久保 931番地 45)
- ・変更届出年月日 平成 29年 10月 23日  
(住所の変更 旧 新潟県新潟市東区津島屋七丁目 50番地 2)
- ・変更届出年月日 令和 5年 1月 13日  
(代表者の変更 旧 本間 克也)
- ・変更届出年月日 令和 5年 5月 29日  
(積替え・保管に関する変更)
- ・更新許可年月日 令和 5年 12月 4日
- ・優良基準適合認定 令和 5年 12月 4日  
(許可の有効年月日が令和 10年 7月 10日から令和 12年 7月 10日に延長)

#### 5 積替え許可の有無

有 新潟市 第05910019357号

#### 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

(令和 5年 12月 4日 更新許可)